

議案第59号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、産業体育館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業務のうち、<u>知事及び教育委員会</u>のみの権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>教育委員会</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>知事</u>は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、<u>知事</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、産業体育館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業務のうち、<u>知事</u>のみの権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>知事</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(開館時間及び休館日)

第5条 産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 略

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

3 略

(行為の制限等)

第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(開館時間及び休館日)

第5条 産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 略

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 略

(行為の制限等)

第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

2 略

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2)～(6) 略

(教育委員会規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、産業体育館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 略

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2)～(6) 略

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、産業体育館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第58号）附則第2項の規定に基づき知事が行った同項に規定する指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、教育委員会が行った行為とみなす。
- 3 施行日前に改正前の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。